

# 土木工事特記仕様書（令和元年7月1日以降適用）

## （土木工事共通仕様書の適用）

**第1条** 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

## （土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

**第2条** 「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のとおりとする。

### （共通仕様書の読み替え）【変更】

「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」の「第1編共通編」において、「7日以内」、「5日以内」、「7日まで」とあるのは「土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内」と、「翌月5日」とあるのは「翌月10日」と、それぞれ読み替えるものとする。また、「2-1-3-1県内産資材の原則使用」において、「請負代金額」とあるのは「当初請負代金額」と読み替えるものとする。

### （工事实績データの登録）【変更】

#### 1-1-1-6 工事实績データの登録

受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、しゅん工時は工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

### （トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用）【変更】

#### 1-1-1-35 工事中の安全確保

#### 7. トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用

受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置又はブームの高さを制限する装置）

付きの車両を原則使用しなければならない。なお、平成31年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても使用に努めなければならない。

## **(建設副産物)【変更】【追加】**

### **1-1-1-23 建設副産物**

#### **4. 再生資源利用計画**

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3. 10. 25建設省令第19号）第8条で規定される工事，又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において，コンクリート（二次製品を含む），土砂，砕石，加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には，（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し，監督員の確認を受けなければならない。

#### **5. 再生資源利用促進計画**

受注者は，資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3. 10. 25建設省令第20号）第7条で規定される工事，又は一定規模以上の工事において，建設発生土，コンクリート塊，アスファルト・コンクリート塊，建設発生木材，建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には，COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し，監督員の確認を受けなければならない。

#### **6. 実施書の提出**

受注者は，再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には，工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し，監督員に提出しなければならない。

#### **7. COBRISの入力方法**

受注者は，COBRISの入力において，資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について，その施設名，施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし，バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

#### **8. 舗装版切断に伴い発生する排水の処理等**

受注者は，舗装版の切断作業を行う場合，切断機械から発生する排水は，排水吸引機能を有する切断機等により回収し，回収した排水については，廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき，適正に処理しなければならない。

#### **9. 建設リサイクル法通知済証の掲示**

受注者は，一定規模以上の工事においては，工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し，工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また，「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景の写真は，電子納品の対象書類とし，「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき提出することとする。なお，「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

## **(工場の選定)【変更】**

## 1-3-3-2 工場の選定

### 1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下、「マル適マーク使用承認工場」という。）等）から選定しなければならない。受注者は、選定した工場がマル適マーク使用承認工場である場合、品質管理監査合格証の写しを使用前に監督員に提出しなければならない。

### （当初未確定な部分の施工計画書）【追加】

#### 1-1-1-5 施工計画書

#### 4. 当初未確定な部分の施工計画書

受注者は、工事着手日（設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降30日以内）までに未確定な部分（施工方法等の詳細が定まっていない場合等）の施工計画書は作成せず、詳細が確定した段階で、当該部分の施工計画書を作成し、監督員に提出することができるものとする。

### （第三者機関による品質証明）

**第3条** 受注者は、東洋ゴム化工品株式会社及びニッタ化工品株式会社で製造された製品や材料を用いる場合は、契約時点で第三者機関による品質を証明する書類を提出しなければならない。

### （1日未満で完了する作業の積算）

**第4条** 「1日未満で完了する作業の積算」（以下、「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1 ～ I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

### **(デジタル工事写真の小黑板情報電子化)**

**第5条** 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC ホームページ

「各種ダウンロード【県土整備部】 - デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」

<http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/cals/>

### **(現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等)**

**第6条** 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。

2 受注者は、設計図書のスランプ値の変更に際して、コンクリート標準示方書（施工編）の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督員へ提出し協議するものとする。なお、品質確認方法については、監督員と協議するものとする。

### **(鉄筋コンクリートの適用すべき諸基準)**

**第7条** 徳島県土木工事共通仕様書の「第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第2節 適用すべき諸基準 1.適用規定」に定める基準類に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を加えることとする。

### **(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)**

**第8条** 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

2 施工箇所点状型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。

3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。

4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の地上気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT 25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

### （仮設トイレの洋式化）

**第9条** 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ又は洋式トイレ）」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2 受注者は、現場代理人及び主任技術者が女性の場合、設置する仮設トイレについては、「快適トイレ」を標準とする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

3 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

### （情報共有システム活用工事）

**第10条** 受注者は、土木工事において情報共有システム（以下、「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「土木工事における情報共有システム活用試行要領について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC ホームページ

「土木工事における情報共有システム活用試行要領について」

<http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/cals/>

### （本工事の特記仕様事項）

**第11条** 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

#### 1 一般事項

##### 1. 1 適用範囲

本特記仕様書は、主要地方道 徳島上那賀線 に存する新坂本トンネルの道路照明設備工事に適用するものである。

##### 1. 2 工事概要

1) 工事名 R 1 徳土 徳島上那賀線 勝・坂本 トンネルLED照明設備工事

2) 工事場所 徳島県勝浦郡勝浦町坂本（新坂本トンネル）

3) 施工内容 本工事は、新坂本トンネルの道路照明設備に伴う機器据付並びに配管配線工事、試験調整を行う。

##### 1. 3 工期

本工事の工期は、契約の翌日から令和2年3月10日までとする。

#### 1. 4 提出書類

請負人は契約締結後、下記の書類を速やかに監督員に提出するものとする。

- |                  |    |
|------------------|----|
| 1) 機器製作仕様書       | 1部 |
| 2) 工事実施工程表       | 1部 |
| 3) 検査方案書         | 1部 |
| 4) 試験成績書         | 1部 |
| 5) 完成報告書         | 1部 |
| 6) その他監督員が要求するもの | 1部 |

#### 1. 5 適用諸基準

請負人が工事を施工するにあたっては、下記の諸基準および規格に適合するものとする。

- 1) 日本工業規格 (J I S)
- 2) 日本電気規格調査会標準規格 (J E C)
- 3) 日本電気工業会表会規格 (J E M)
- 4) 日本照明器具工業会規格 (J I L)
- 5) 電気設備技術基準
- 6) 電気用品取締法
- 7) 建電協 トンネル照明器材仕様書
- 8) 建電協 道路照明器材仕様書
- 9) 内線規程
- 10) 国土交通省 LED道路・トンネル照明導入ガイドライン (案)
- 11) その他関係法令および規格

なお、電気用品安全法の適用を受けるものは、形式承認済みのものとする。

#### 1. 6 使用機器及び材料

本工事に使用する機器および材料は、指定品もしくはそれと同等品以上のものを使用するものとする。

また、工場製作機器については、検査員の工場立会検査を受け、これに合格したものを使用するものとする。

#### 1. 7 工場検査

請負人は、本工事に使用する機器の製作が完了した時は、検査員の立会検査を受けなければならない。

検査の内容は、下記のとおりとする。

- 1) 外観および形状検査
- 2) 絶縁耐圧試験
- 3) 防水試験
- 4) その他検査員が指示するもの (配光試験など)

なお、やむを得ない事情により立会検査ができない時は、工場試験成績書により確認するものとする。

#### 1. 8 変更

工事施工に際し変更が生じた場合は、事前に監督員と協議の上、承諾を得なければならない。

なお、軽微な変更については、監督員の指示に従うものとする。

#### 1. 9 申請および手続き

本工事の施工に必要な他の公共企業体などに対する申請手続きは、請負人が行うものとし、これに必要な費用は請負人の負担とする。

ただし、これに要する関係図書は、それぞれ関係者より本工事請負人に提供するものとする。

- 1) 電力会社電気供給申請
- 2) 道路関係占用許可申請および届出（必要な場合）
- 3) 予備試験
- 4) 官公庁検査（必要な場合）
- 5) その他

#### 1. 10 工事用電力

本工事の施工に必要な電力は、すべて請負人が負担するものとする。

#### 1. 11 他業者との協力

本工事の期間中に他の工事などが同時に施工される場合は、監督員の指示に従い、関係請負業者と十分協議の上、互いに工事の進捗に支障がないように施工しなければならない。

#### 1. 12 他施設への損害

本工事の施工にあたり、建造物およびその他の諸施設に損害を与えた場合には、監督員の指示に従い請負人の責任において速やかに原形に復するものとする。

#### 1. 13 保安に関する事項

- 1) 請負人は工事を行うにあたり、関係法規を遵守するとともに、工事期間中随時安全意識の高揚を図らなければならない。
- 2) 工事車両の運行にあたっては、所轄警察署および監督員の指示に従い交通法規を遵守し、交通の安全を記さねばならない。
- 3) 本工事の作業および材料運搬などは、原則として夜間に行ってはならない。  
やむを得ず夜間に行う場合は、あらかじめ監督員に申し出てその承諾を得なければならない。

#### 1. 14 施工全般

- 1) 配線に際しては、事前に管路の清掃を行い、ケーブルに損傷を与えてはならない。
- 2) ケーブルの接続は、正しく堅固に行わなければならない。
- 3) 管路や機器が建築限界を超えてはならない。

- 4) 高所作業に際しては、堅固な足場を確保した後に施工することとする。
- 5) 現場内に工具や材料などを放置してはならない。

1. 1 5 後片付け

工事完了後は、期間内に後片付けおよび清掃を完全に行わなければならない。

1. 1 6 竣工検査

請負人は、本工事が完了した時は竣工検査を受け、これに合格しなければならない。

1. 1 7 保障

本工事完了後、工事の不完全、製品の欠陥などによる故障は、竣工検査合格時より1年間は無償で修理するものとする。

1. 1 8 その他

工事の進捗状況などは必要に応じて監督員に報告しなければならない。また、本工事において、建設公害を発生させてはならない。

2 工事仕様

本仕様書は、新坂本トンネルの照明設備工事に必要な工事内容をまとめたもので、機器仕様書と共通に使用するものとする。

2. 1 工事概要

新坂本トンネルの照明設備の工事概要は次表の通りである。

表1 新坂本トンネルの照明設備工事概要

項目	名称	規格	数量
基本照明	LED	5,800 lm	23 基
基本照明	LED (電池内蔵型)	5,800 lm	7 基
入口照明	LED	5,000 lm	18 基
入口照明	LED	10,000 lm	8 基
入口照明	LED	15,000 lm	8 基
入口照明	LED	20,000 lm	20 基
坑外照明	LED	100 W	2 基
制御関連	照明分電盤	屋外壁掛型	1 基
制御関連	自動調光装置	受光部含む	1 基
配置・配線			1 式

2. 2 承認図

次に掲げる機器は承認図を提出し、承認を得たものを使用する。

- 1) 照明器具
- 2) その他監督員が必要と認めたもの

### 2. 3 工場検査

次に掲げるものは工場検査を必要とする。

- 1) 照明器具
- 2) その他監督員が必要と認めたもの

## 3 機器仕様書

### 3. 1 基本照明器具

#### 3. 1. 1 総則

##### 1. 1. 1 適用範囲

本仕様書は、トンネル照明に使用するLEDトンネル照明器具に適用する。

##### 1. 1. 2 種類

本仕様書に規定する照明器具は、「あわ産LED道路・トンネル照明灯」とする。

表2 照明器具（基本照明）の仕様

器具の種類	取付位置	適合ランプ	定格電圧
LED照明器具	側壁	38W	200V

##### 1. 1. 3 適用規格類

各器材には、次の諸規定に適合するほか、本仕様によるものとする。

道路・トンネル照明器材仕様書（H20）（社団法人 建設電気技術協会）

電気設備に関する技術基準を定める省令

日本工業規格（JIS）

日本電球工業会規格（JEL）

電気用品安全法

#### 3. 1. 2 構造

構造は、「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)」による。

#### 3. 1. 3 性能

##### 1. 3. 1 光学性能

器具の光学性能は、トンネル内の側壁に取り付けられた状態で路面・壁面を効果的に照明する性能を有するものとする。

##### 1. 3. 2 絶縁抵抗

(1) 絶縁抵抗は、(2)により試験をした時5 MΩ以上でなければならない。

また、冷間で試験したとき、30MΩ以上であること。

(2) 絶縁抵抗試験は、連続点灯を行い器具各部の温度がほぼ一定になった後、

両端子を一括したものと非充電金属部との間の絶縁抵抗を、JIS C 13022002「絶縁抵抗計」に規定する500W絶縁抵抗計またはこれと同等以上の精度を有する測定器で測定する。

### 1. 3. 3 耐電圧

- (1) 耐電圧は、(2)により試験をした時、これに耐えなければならない。
- (2) 耐電圧試験は、絶縁抵抗試験のすぐ後で表3の区分ごとに、充電部と非充電部との間に周波数 50Hz または 60Hz の正弦波に近い表3に示す試験電圧を1分間加え、これに耐えるかどうかを調べる。

表3 電圧区分と試験電圧

単位 V

器具に供給される電圧または内蔵する安定器の定格2次電圧(E)の区分	充電部と非充電部との間に加える試験電圧
300 以下のもの	1500
300 を超えるもの	2E+1000

### 1. 3. 4 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護

JIS C 8105「照明器具-第1部：安全要求事項通則」に規定する IP55 以上とし、固形物及び水気の侵入により有害な影響を及ぼしてはならない。

### 1. 3. 5 耐熱衝撃

- (1) 耐熱衝撃は、(2)により試験をしたとき、ガラスカバーに亀裂、変形または破損があってはならない。
- (2) 耐熱衝撃試験は、器具を通常の使用状態で点灯し、各部の温度がほぼ一定になったとき、周囲温度より 10℃低い水をガラスカバーに雨状に注水して試験する。  
ただし、注水する水の最低温度は 4℃とする。

### 3. 1. 4 表示

器具の見やすい箇所に、容易に消えない方法で次の事項を表示するものとする。

- ① 形式
- ② 定格電圧 (V)
- ③ 定格周波数 (Hz)
- ④ 適合ランプ
- ⑤ 光源の定格消費電力 (W)
- ⑥ 製造年月日またはその略号
- ⑦ 製造業者名またはその略号
- ⑧ (PSE) または<PSE>マーク (電気用品安全法に適用するものに限る)
- ⑨ その他必要事項

### 3. 2 入口照明器具

#### 3. 2. 1 総則

##### 2. 1. 1 適用範囲

本仕様書は、トンネル照明に使用する LED トンネル照明器具に適用する。

##### 2. 1. 2 種類

本仕様書に規定する照明器具は、「あわ産 LED 道路・トンネル照明灯」とする。

表4 照明器具（入口照明）の仕様

器具の種類	取付位置	適合ランプ	定格電圧
LED 照明器具	側壁	35W	200V
		70W	
		105W	
		140W	

2. 1. 3 適用規格類

各器材には、次の諸規定に適合するほか、本仕様によるものとする。

道路・トンネル照明器材仕様書（H20）（社団法人 建設電気技術協会）

電気設備に関する技術基準を定める省令

日本工業規格（JIS）

日本電球工業会規格（JEL）

電気用品安全法

3. 2. 2 構造

構造は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)」による。

3. 2. 3 性能

2. 3. 1 光学性能

器具の光学性能は、トンネル内の側壁に取り付けられた状態で路面・壁面を効果的に照明する性能を有するものとする。

2. 3. 2 絶縁抵抗

(1) 絶縁抵抗は、(2)により試験をした時5 M Ω以上でなければならない。  
また、冷間で試験したとき、30M Ω以上であること。

(2) 絶縁抵抗試験は、連続点灯を行い器具各部の温度がほぼ一定になった後、両端子を一括したものと非充電金属部との間の絶縁抵抗を、JIS C 13022002「絶縁抵抗計」に規定する500W 絶縁抵抗計またはこれと同等以上の精度を有する測定器で測定する。

2. 3. 3 耐電圧

(1) 耐電圧は、(2)により試験をした時、これに耐えなければならない。

(2) 耐電圧試験は、絶縁抵抗試験のすぐ後で表5の区分ごとに、充電部と非充電部との間に周波数50Hz または60Hz の正弦波に近い表5に示す試験電圧を1分間加え、これに耐えるかどうかを調べる。

表5 電圧区分と試験電圧

器具に供給される電圧または内蔵する安定器の定格2次電圧(E)の区分	充電部と非充電部との間に加える試験電圧
300以下のもの	1500
300を超えるもの	2E+1000

2. 3. 4 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護

JIS C 8105「照明器具-第1部：安全要求事項通則」に規定する IP55 以上とし、固形物及び水気の侵入により有害な影響を及ぼしてはならない。

2. 3. 5 耐熱衝撃

(1) 耐熱衝撃は、(2) により試験をしたとき、ガラスカバーに亀裂、変形または破損があってはならない。

(2) 耐熱衝撃試験は、器具を通常の使用状態で点灯し、各部の温度がほぼ一定になったとき、周囲温度より 10 °C 低い水をガラスカバーに雨状に注水して試験する。

ただし、注水する水の最低温度は 4 °C とする。

3. 2. 4 表示

器具の見やすい箇所に、容易に消えない方法で次の事項を表示するものとする。

- ① 形式
- ② 定格電圧 (V)
- ③ 定格周波数 (Hz)
- ④ 適合ランプ
- ⑤ 光源の定格消費電力 (W)
- ⑥ 製造年月日またはその略号
- ⑦ 製造業者名またはその略号
- ⑧ (PSE) または <PSE> マーク (電気用品安全法に適用するものに限る)
- ⑨ その他必要事項

3. 3 坑外灯

3. 3. 1 総則

3. 1. 1 適用範囲

本仕様書は、坑外照明に使用する照明器具 (以下器具という。) に適用する。

3. 1. 2 種類

本仕様書に規定する照明器具は、「あわ産 LED 道路照明灯」とする。

3. 1. 3 適用規格類

各器材には、次の諸規定に適合するほか、本仕様によるものとする。

道路・トンネル照明器材仕様書 (H20) (社団法人 建設電気技術協会)

電気設備に関する技術基準を定める省令

日本工業規格 (JIS)

日本電球工業会規格 (JEL)

電気用品安全法

3. 3. 2 構造

構造は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)」による。

3. 3. 3 性能

性能は、「道路・トンネル照明器材仕様書」による。

3. 3. 4 塗装色

指定色塗装とする。

3. 3. 5 表示

表示は、「道路・トンネル照明器材仕様書」による。

### 3. 4 自動調光装置

#### 3. 4. 1 総則

##### 4. 1. 1 適用範囲

本仕様書は、トンネル照明の調光制御に使用する自動調光装置（受光部・制御部）（以下装置という。）に適用する。

##### 4. 1. 2 種類

装置は照度計式とする。

##### 4. 1. 3 適用規格類

日本工業規格（JIS）

日本電気工業会規格（JEM）

電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）

電気設備技術基準

その他関係法令及び規格

##### 4. 1. 4 装置の構成

本装置は、下記により構成される。

受光部 1台

制御部 1台

#### 3. 4. 2 構造

構造は「道路・トンネル照明器材仕様書」による。

#### 3. 4. 3 性能

性能は「道路・トンネル照明器材仕様書」による。

#### 3. 4. 4 表示

表示は「道路・トンネル照明器材仕様書」による。

### 3. 5 照明分電盤

#### 3. 5. 1 総則

##### 5. 1. 1 適用範囲

本仕様書は、トンネルで仕様する照明器具及び附帯設備に電源を供給し、野外の明るさに応じて、別途定めるトンネル内の照明レベルを自動的に制御する装置（自動調光装置）を内蔵した照明分電盤について適用するものとする。

##### 5. 1. 2 適用規格類

日本工業規格（JIS）

日本電気工業会規格（JEM）

電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）

電気設備技術基準

その他関係法令及び規格

#### 3. 5. 2 構造

##### 5. 2. 1 形式

屋外壁掛型（防雨型）とする。

##### 5. 2. 2 外形寸法，回路構成

設計図による。

#### 5. 2. 3 構造

本体・扉厚さ 3.2mm 以上の鋼板製で防雨，防寒構造とし，電氣的，機械的に堅牢，且つ内部の点検が容易で，防湿，防虫，その他小動物の進入を防止するものとする。

パッキン類は弾力性に富み，吸湿性が少なく容易に劣化しないものとし，クロロプレンゴムまたはこれと同等以上のものを使用するものとする。

#### 3. 5. 3 環境条件

環境条件は，周囲温度-10℃～+40℃，標高 1000m 以下とし，同条件内において構造，動作に影響のないものとする。

#### 3. 5. 4 電気方式

受電 : 1 φ 2W 200V 60Hz

照明負荷配電 : 1 φ 2W 200V 60Hz

#### 3. 5. 5 表明処理

溶融亜鉛めっき仕上げ (HDZ35) とする。

#### 3. 5. 6 試験・調整及び検査

##### 5. 6. 1 工場塗装

工場製作時に製作工場にて監督員立会のもとで，構造検査，散水試験，動作試験，絶縁抵抗試験，耐電圧試験を行う。

検査および試験の細部については，あらかじめ検査法案書を提出し，承認を得たものにより工場検査を受けるものとする。

##### 5. 6. 2 現地試験調整

工事完了後に，各機器の動作試験と自動調光装置の調整を行い，正常に動作することを確認するものとする。試験結果については報告書を作成し提出する。

#### 3. 5. 7 表示

下記に示す項目を見えやすい場所に容易に消えない方法で表示するものとする。

- ① 形式
- ② 定格電圧
- ③ 製造者名等
- ④ 製造年月日

## 仮設トイレ設置報告書

次の工事において、仮設トイレを設置したので報告します。

1 工事名					
2 受注者名					
3 現場代理人	印				
4 提出年月日	令和 年 月 日				
5 設置した仮設トイレ	設置数 (基)	基本料金 (円)	1ヶ月料金 (円)	設置期間 (月)	合計 (円)
<input type="checkbox"/> 和式トイレ	×	(	+	×	) = 0
<input type="checkbox"/> 洋式トイレ	×	(	+	×	) = 0
<input type="checkbox"/> 快適トイレ	×	(	+	×	) = 0
	[規 格] 幅 mm × 奥行 mm × 高さ mm [付加機能]				
■ 設置期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
■ レンタル会社					
<和式トイレの場合>					
■ 洋式化できなかった理由					
6 備考					
<発注者(監督員)が記入>					
7 監督員					

※ 監督員は内容を確認後、メール及びファックスで建設管理課へ報告して下さい。